告示

○農林水産省告示第千六百七十五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十一年十月十日農林水産省告示第九百二十四号）の全部を次のように改正する。

平成二十七年七月一日

農林水産大臣　林　芳正

目次

第１　趣旨（法第１条関係）
第２　用語の定義（法第２条関係）
第３　このガイドラインの適用対象者の範囲
第４　個人情報の利用目的に関する義務
１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
２　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）
３　利用目的による制限（法第16条第１項関係）
４　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）
５　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）
第５　個人情報の取得に関する義務
１　適正な取得（法第17条関係）
２　取得の制限
３　取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）
４　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第２項関係）
５　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第４項関係）
第６　個人データの管理に関する義務
１　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
２　保存期間
３　安全管理措置（法第20条関係）
４　従業者の監督（法第21条関係）
５　委託先の監督（法第22条関係）
６　個人情報保護管理者の設置
７　農林水産関係事業者が行う措置の対外的明確化
第７　個人データの第三者提供に関する義務
１　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）
２　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）
３　いわゆる「オプトアウト」（本人の求めによる提供停止）（法第23条第２項・第３項関係）
４　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）
第８　保有個人データの開示等に関する義務
１　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
２　保有個人データの開示（法第25条関係）
３　保有個人データの訂正等（法第26条関係）
４　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
５　理由の説明（法第28条関係）
６　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
７　手数料（法第30条関係）
第９　苦情処理に関する義務（法第31条関係）
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて

第１　趣旨（法第１条関係）

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。平成20年４月及び平成21年９月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、農林水産省が所管する分野及び法第36条第１項ただし書により農林水産大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「農林水産分野」という。）における事業者等（以下「農林水産関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である農林水産関係事業者が従わない場合には、農林水産大臣（個人情報取扱事業者が行う事業であって農林水産大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等。第10及び第11において同じ。）により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない農林水産関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、農林水産関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第３条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第３　このガイドラインの適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、このガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第２　用語の定義（法第２条関係）

このガイドラインにおいて使用する用語は、法第２条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

(1)　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。